平成２９年（フ）第１３１８号
東京都八王子市明神町３丁目３番１号グリーンリーフ八王子103号
破産者　渡邊　和生
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３１号
東京都小平市学園東町１丁目15番５―401号
破産者　須藤　翔
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１７０６号
横浜市緑区十日市場町826番地３
破産者　日本ハイテック株式会社
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５３１号
札幌市中央区北五条西７丁目２番地１京王プラザホテル札幌
破産者　株式会社キャリエール
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４５号
川崎市高津区諏訪１丁目11番１号
破産者　太協商事株式会社
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６号
石川県鹿島郡中能登町水白弐〇．１番地１
破産者　北陸ブロック株式会社
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２９年（フ）第２９６号
岐阜市細畑６丁目２番６号
破産者　株式会社侑助
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第６２２号
京都市左京区浄土寺馬場町78番地
破産者　株式会社グッドリレーション
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１２２号
京都市南区吉祥院西ノ庄東屋敷町126番地
破産者　株式会社ベクシス
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４８２号
岡山県備前市三石2791番地　深谷荘
破産者　安東健太郎
1　決定年月日　平成30年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７５号
栃木県下都賀郡野木町大字野渡753番地１ウィスタリア101号室、従前の住所茨城県古河市関戸783番地
破産者　峯　雅己
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９１号
栃木県小山市粟宮１丁目４番25号　メゾン・ソレイユ101
破産者　中川　貴淳
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９８号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5656番地　スタースクエア藤岡Ａ棟、従前の住所栃木県栃木市藤岡町藤岡3736番地１　エレガントライフ201
破産者　藤井　剛
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第２４号
広島県三次市粟屋町2990番地１　荒瀬市営住宅２号館11号
破産者　平岡　竜也
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所三次支部

平成２９年（フ）第６７３号
北九州市小倉北区三萩野１丁目11番15号（グロリアス三萩野101）
破産者　山口　健二
1　決定年月日　平成30年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１１６７号
北海道江別市緑町西３丁目41番地の２
破産者　小笠原　智
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８３３号
仙台市太白区長町４丁目７番32―201号、従前の住所仙台市太白区門前町10番26号　門前町アパート104
破産者　渡辺　郁美
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８５８号
宮城県宮城郡利府町青葉台３丁目１番地320
破産者　木村　龍也
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第８７８号
仙台市若林区若林１丁目６番55号　グリーンガーデンハイツ111
破産者　鎌田　賢丈
1　決定年月日　平成30年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係